

第37回がん検診のあり方に関する検討会	資料3-1
令和5年1月30日(月)	

がん検診事業評価報告書の更新について

厚生労働省

健康局 がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

報告書見直しの経緯

- がん検診の精度管理・事業評価については、平成20年に「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について 報告書」（以下、報告書）として初めて方針が示された。
- 平成20年以降も、国、厚生労働省研究班、国立がん研究センター等は連携して、全国の精度管理指標のモニタリング、指標の見直しを行ってきた。
- がん検診における精度管理は、「指標の設定」、「指標のモニタリング・評価」、「評価のフィードバックと改善」を繰り返すことが重要。
- 精度管理水準の改善に応じて指標を修正することにより、更に高い精度を目指した適切な管理が可能となる。
- 報告書の見直しが10年以上行われていないため、現状を踏まえた修正などについて、厚生労働省研究班において検討した。
- 第34回「がん検診のあり方に関する検討会」参考資料5において、「がん検診事業のあり方について（案）」をお示ししたが、プロセス指標の見直しが未完だった。
- 今回、プロセス指標も修正できたため、「がん検診事業のあり方について（案）」を発出する。

報告書見直し前後の主な内容

「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について 報告書」

(平成20年3月がん検診事業の評価に関する委員会)

- ・ 検診精度管理の指標
 - － 技術体制指標 (チェックリスト)
 - － プロセス指標
- ・ 指標の活用方法
- ・ 都道府県/市町村/検診機関の役割



「がん検診事業のあり方について」 (案)

(令和2-3年度「がん検診事業の評価に関する研究」班)

- ・ がん検診に関する基本的事項
 - － 利益・不利益
 - － 原則
- ・ 日本におけるがん検診
 - － 実施方法
 - － 精度管理手法 (住民・職域検診)
- ・ 受診率向上
- ・ 全体像・今後の課題

報告書見直しに伴う指針の変更箇所

(6) 事業評価 指針 6 ページ

がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、受診率向上を含めた適切な精度管理の下で実施することが重要である。がん検診における事業評価については、平成20年3月に厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」がとりまとめた報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（以下「報告書」という。）において、その基本的な考え方を示しているところである。

報告書において、（中略）「プロセス指標」として、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率等の許容値が示された。

がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。

なお、報告書の「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に置き換えることとする。

報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、受診率向上を含めた適切な精度管理の下で実施することが重要である。がん検診における事業評価については、令和5年●月に厚生労働省健康局がん・疾病対策課がとりまとめた報告書「がん検診事業のあり方について」（以下「報告書」という。）において、その基本的な考え方を示しているところである。

報告書において、（中略）「プロセス指標」として、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率等の許容値が示された。

がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。

なお、報告書の「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に置き換えることとする。

報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

